

青森県 階上漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 6 年 2 月 1 日
 協定認定日 令和 6 年 3 月 1 8 日
 協定変更認定日 令和 7 年 1 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 本協定は、階上漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第 2 条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	青森県太平洋海域	マコンブ	採藻漁業
(2)	青森県太平洋海域	ミズダコ	かご漁業
(3)	青森県沿岸海域	スルメイカ	いか釣り漁業
(4)	青森県太平洋海域	ヒラメ、クロマダコ	定置網漁業
(5)	青森県沿岸海域	クロマダコ	はえ縄漁業

(資源管理の目標)

第 3 条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

クロマダコ 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1 9 8 2 号。以下同じ。）別紙第 2-1（小型魚）、別紙第 2-2（大型魚）に定める目標
 スルメイカ 資源管理基本方針別紙第 2-1 2 に定める目標
 ヒラメ 青森県において水産資源の保存及び管理を行うための方針（以下「青森県資源管理方針」という。）別紙第 3-4 に定める資源管理の方向性
 ミズダコ 青森県資源管理方針別紙第 3-1 4 に定める資源管理の方向性
 マコンブ 青森県資源管理方針別紙第 3-2 5 に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第 4 条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、公的規制（青森県漁業調整規則、漁業権行使規則、いか釣り漁業許可の制限措置及び条件）を遵守することに併せ、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容	
	自主的管理措置	公的制限
(1)	1 月 1 日から 4 月 3 0 日までを禁漁期間とする。	—
(2)	3 月 1 日から 6 月 3 0 日までのうち、1 2 日間を禁漁期間とする。	—
(3)	5 月から 1 0 月の間、休漁日を設定する。休漁日は表 1 のとおりのほか、1 / 1 ~ 1 / 3、8 / 1 3、8 / 1 4 とする。	小型いか釣り漁業（5 t 以上 3 0 t 未満）許可期間：5 / 2 1 ~ 1 / 3 1 いか釣り漁業（5 t 未満）承認期間：6 / 1 ~ 1 / 3 1
(4)	1 月 1 日から 3 月 3 1 日までのうち、1 5 日間を禁漁期間とする。	—
	ヒラメ種苗放流負担金の拠出	—
(5)	6 月を除く各月 3 日間を休漁とする。	—

表 1 いか釣り漁業の休漁日

期 間	休 漁 日	
	夜釣船	昼釣船

5月～7月、9月	毎週土曜日	毎週日曜日
8月	土曜日の日数以上	日曜日の日数以上
10月	第2若しくは第3土曜日のいずれか1日	第2若しくは第3日曜日のいずれか1日
他港に水揚げする際は、自港の休漁日数について、入港先の休漁日を遵守した日数分を振り替える		

- 2 前項の取組に加え、クロマグロについては、資源管理基本方針及び青森県資源管理方針に定められたくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第32条第2項に基づき青森県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針（令和3年4月26日）に基づく助言、指導又は勧告の内容を実施するものとする。（強度な資源管理）
- 3 また、参加者は、ヒラメ全長35cm未満魚再放流等及び、1日1隻あたり漁獲量の上限設定、光力制限等の資源管理措置についても、従前どおり取り組むことにより、積極的な資源の維持増大に努めることとする。

（取組の履行確認に関する事項）

- 第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。
- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
 - 3 第1項の履行確認は、青森県に設置された資源管理協議会において行うこととする。
 - 4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	操業日誌、漁協仕切伝票
(2)	操業日誌、漁協仕切伝票
(3)	操業日誌、漁協仕切伝票
(4)	操業日誌、漁協仕切伝票、ヒラメ種苗放流負担金を拠出した証拠書類
(5)	操業日誌、漁協仕切伝票

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を都道府県知事に報告するものとする。また、かご漁業について、ミズダコ、アイナメの漁獲量等を都道府県知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に都道府県及び資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

- 第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び青森県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
 - 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、青森県に設置された資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について青森県に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び青森県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

（協定への参加及び協定からの脱退）

第9条 第12条第1項の協定の管理に関する委員会（以下「協定管理委員会」という。）の事務局は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会の事務局が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会の事務局に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会の事務局が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする。

（あつせんすべきことを求める場合の手続き）

第11条 法第126条第1項の規定に基づき青森県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

（協定管理委員会の設置）

第12条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。

2 協定管理委員会の委員（以下「協定管理委員」という。）は階上漁業協同組合の役員とする。

3 協定管理委員会の事務局は、階上漁業協同組合に設置するものとする。

（協定管理委員会の機能及び経費の負担）

第13条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

一 資源管理の目標の達成のための具体的な取組の履行確認及びその効果の検証に関する事務、協定に違反した参加者に対する措置に関する事務、協定への参加及び協定からの脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務

二 法及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務

三 その他本協定の手続において協定管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）

2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。

3 協定管理委員会は、第1項の事務を行うに当たり必要な経費を参加者から徴収することができるものとする。

（その他）

第14条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。

（本協定の参加者）別紙のとおり

（以上）